



鳥取県公報

平成12年9月22日(金)
第7217号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 土地区画整理組合の設立の認可（都市計画課） 1
- ◇ 調達公告 公募型指名競争入札の実施（3件）（管理課） 1

告 示

鳥取県告示第538号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定に基づき、鳥取市桂木津ノ井土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年9月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 事業施行期間
平成12年9月22日から平成19年3月31日まで
- 2 施行地区
鳥取市桂木字下溝尻の全部
鳥取市桂木字下笠淵、字笠淵、字前田、字西前田及び字西溝尻並びに津ノ井字洞ノ口、字畷添、字上泓、字下泓ノ一及び字下泓ノ二の各一部
- 3 事務所の所在地
鳥取市桂木141-1
- 4 設立認可の年月日
平成12年9月18日
- 5 事業年度
4月1日から翌年3月31日まで
- 6 公告の方法
鳥取市役所及び組合事務所の施行地区公民館の掲示場に掲示して行う。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年 9月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工事名 一般県道俵原青谷線道路改良工事（高架橋上部工）
- (2) 工事場所 気高郡青谷町大字青谷
- (3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、一般県道俵原青谷線の高架橋上部工を製作し、架設する工事である。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工製作及び架設

設計荷重：B活荷重

上部工型式：6径間連続プレテンション方式PC連結T^{けな}桁橋

橋 長：L=141.0m

支 間 長：22.6m+22.6m+22.6m+22.6m+22.6m+22.6m

幅 員：全体 W=14.00m

(内訳 車道=3.00m×2 歩道=3.50m×2)

平面線形：直線から一部クロソイド曲線

架設工法：クレーン架設

- (5) 工 期 平成12年11月から平成13年 9月20日まで
- (6) 予定価格 293,645,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と、県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
- ウ 構成員の出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 土木工事業について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 平成11年鳥取県告示第375号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。
- エ 県外に本店を有する者にあつては、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成10年10月1日から平成11年 9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。
- オ 県内に本店を有する者にあつては、入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,070点以上であること。
- カ 平成12年 9月22日（金）から同年10月 2日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等

入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

キ 平成12年4月1日（土）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

ク 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

（ア）主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される一級又は二級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

（イ）監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

（3）共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

イ 平成3年度以降に、PC橋（道路橋に限る。）上部工の^{りた}桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ （2）のクにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成3年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

（1）技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成12年9月22日（金）から同年10月2日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

（2）技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

（1）に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

（3）技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

（1）関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号 0857-26-7347）とする。

（2）技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。

（3）技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

（4）工事内容に関する説明会は、行わない。

（5）提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

（6）本件工事の落札者は、1の（6）の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

る。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とするところがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年9月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工事名 一般国道313号（北条倉吉道路）道路改良工事（4工区）
- (2) 工事場所 東伯郡北条町島
- (3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、一般国道313号（北条倉吉道路）道路改良工事（4工区）の橋りょう上部工を製作し、架設する工事である。

(4) 工事の詳細

橋りょう上部工架設

設計荷重：B活荷重

上部工型式：単純PC合成桁（コンボ橋）

橋 長：L=39.0m

支 間 長：37.406m

幅 員：全体 W=11.50m

平面線形：直線橋

架設工法：架設桁架設工法

- (5) 工 期 平成12年10月から平成13年3月25日まで
- (6) 予定価格 93,894,150円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と、県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
- ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 土木工事業について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 平成11年鳥取県告示第375号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。

エ 県外に本店を有する者にあつては、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。

オ 県内に本店を有する者にあつては、入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,070点以上であること。

カ 平成12年9月22日（金）から同年10月2日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

キ 平成12年4月1日（土）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

ク 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

（ア） 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される一級又は二級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

（イ） 監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

（3） 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。

イ 平成3年度以降に、PC橋（道路橋に限る。）上部工の^{いた}桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

ウ （2）のクにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成3年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

（1） 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成12年9月22日（金）から同年10月2日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

（2） 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

（1）に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

（3） 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

（1） 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号 0857-26-7347）とする。

- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名され
るとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成12年9月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工事名 一般県道赤碓東郷自転車道線大規模自転車道整備工事（加勢蛇橋上部工）
- (2) 工事場所 東伯郡東伯町大字逢東
- (3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、一般県道赤碓東郷自転車道線の橋りょう上部工を架設する工事である。

- (4) 工事の詳細

橋りょう上部工架設

設計荷重：群集荷重

上部工型式：プレテンションホロー桁及びポストテンションセグメントホロー桁

橋 長：L=105.0m

支 間 長：12.9m+31.5m+31.5m+29.1m

幅 員：全体 W=5.00m

平面線形：直線橋

架設工法：クレーン架設及び架設桁架設工法

- (5) 工 期 平成12年10月から平成13年3月25日まで
- (6) 予定価格 96,598,950円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 共同企業体に関する条件

- ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と、県内に本店を有する者1名により自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。
- ウ 各構成員の出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

- (2) 共同企業体の構成員共通の資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 土木工事業について建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- ウ 平成11年鳥取県告示第375号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、一般土木工事に係るものを有すること。
- エ 県外に本店を有する者にあつては、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成10年10月1日から平成11年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果におけるプレストレスト・コンクリート工事の総合評点が1,150点以上であること。
- オ 県内に本店を有する者にあつては、入札参加資格告示五による資格決定通知書に記載された一般土木工事における総合点数が1,070点以上であること。
- カ 平成12年9月22日（金）から同年10月2日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- キ 平成12年4月1日（土）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- ク 本件工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。
- （ア） 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される一級又は二級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
- （イ） 監理技術者にあつては、土木工事業について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- （3） 共同企業体の代表者の資格
- ア 入札参加資格のうち、プレストレスト・コンクリート工事に係るものを有すること。
- イ 平成3年度以降に、P C橋（道路橋に限る。）上部工の桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- ウ （2）のクにより配置する主任技術者又は監理技術者は、平成3年度以降に同種工事を施工管理した実績を有する者であること。
- 3 技術資料等の作成及び提出
- （1） 技術資料作成要領の交付
- 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。
- ア 交付期間及び時間
- 平成12年9月22日（金）から同年10月2日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- イ 交付場所
- 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
- （2） 技術資料等の提出
- 本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成された技術資料等を次により提出するものとする。
- ア 提出期間及び時間並びに提出場所
- （1）に同じ。
- イ 提出方法
- 持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号 0857-26-7347）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。